

令和2年8月20日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

令和元年度 川崎市住宅供給公社「経営改善及び連携・活用に関する
取組評価」について

資料1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」
(川崎市住宅供給公社)

参考資料1 令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組
評価」について

参考資料2 令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組
評価」の審議結果について

まちづくり局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和元(2019)年度)

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

「川崎市住宅基本計画」の政策の理念「すべての市民が安心し、ゆとりを持って、共に住み続けられる活力ある持続可能な地域社会の実現」において、公社の役割を次のとおり位置付けています。

- ・住宅政策実施のパートナーとしての役割
- ・まちづくり施策と連携した事業展開
- ・NPO等の中間支援組織としての機能・役割の重視
- ・コラボレート機能の強化
- ・健全な住宅市場の育成に向けた住情報拠点としての役割

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備
	分野別計画	川崎市住宅基本計画	

4カ年計画の目標

「川崎市住宅基本計画」の位置づけられた公社の役割を踏まえ、「市営住宅管理事業」「パートナーシップ事業」「賃貸住宅管理事業」を効率的かつ効果的に実施します。

- ・川崎市の管理代行者として適切な入居管理を行い、また、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組み、市の住宅施策と連携した「市営住宅管理事業」を推進します。
- ・川崎市との連携及び公社独自の取組を付加した「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
- ・公社管理物件の高い入居率を維持し、適切な管理を実施することにより、「賃貸住宅管理事業」を実施し、経営基盤の充実・強化を図ります。

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和元 (2019)年度)	実績値 (令和元 (2019)年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	市営住宅管理事業	長期空家の戸数	戸	167	127	48	a	A	I
		市営住宅等使用料収納率の向上	%	98.85	99.27	99.44	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	3,370,937	3,544,650	4,097,587	3)	(2)	
②	パートナーシップ事業	パートナーシップ事業として実施する事業数	事業	5	5	4	b	B	I
		すまいの相談窓口における専門相談先等へのマッチング件数	件	209	220	492	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	26,921	26,248	18,002	1)	(1)	
③	賃貸住宅管理事業	公社管理物件への入居率	%	94.5	94.5	97.4	a	A	I
		事業別の行政サービスコスト	千円	19,120	6,777	6,620	1)	(1)	

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和元 (2019)年度)	実績値 (令和元 (2019)年度)	達成度	本市による 評価 -達成状況	今後の取組の 方向性
①	経営基盤安定化に向けた個人情報資産の保全の取組	プライバシーマークの取得及び運用	-	プライバシーマーク取得に向けた方針決定	プライバシーマーク取得	プライバシーマーク取得	a	A	I

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和元 (2019)年度)	実績値 (令和元 (2019)年度)	達成度	本市による 評価 -達成状況	今後の取組の 方向性
①	コンプライアンス	コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a	A	I
②	人材育成	人材育成計画に基づく研修への参加率	%	62.7	65.0	100.0	a	A	I

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【 I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【平成30年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

平成30年度の市の総括にも記載されている、市が法人に期待する「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた役割を踏まえ、市営住宅への入居機会の拡大や適正な管理、住宅確保要配慮者からの相談対応等の様々な住宅施策に取り組むことで、住宅政策の一翼を担う公社としての役割を果たしました。

また、同年度に、個人情報書類の紛失という事故を起こしてしまったことに対しては、同様の事故を起こさないための再発防止策を策定し、研修等で職員に周知し、防止策の徹底を行っています。

【令和元年度取組評価における総括コメント】

・本市施策推進に向けた事業取組について、目標を概ね達成していることから、「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえて事業の実施ができたと考えております。

・経営健全化に向けた取組及び業務・組織に関する取組についても目標を達成しており、引き続き、個人情報保護マネジメント、コンプライアンスの推進、効果的な人材育成に取り組んでいただきたいと思います。

・今後も引き続き、市と住宅政策を連携して実施する重要なパートナーとして、住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な取組の実施、住宅事業者としてのノウハウを活かした、地域に根差した実施主体としての住まいに関する施策推進等について期待します。

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和元(2019)年度)

事業名	市営住宅管理事業
計 画 (Plan)	
指標	市営住宅等に係る適切な入居管理及び使用料収納率の向上
現状	市営住宅等における大規模修繕等の計画的な維持管理や効果的な入居・管理体制の導入及び的確な滞納対策の実施による適正な債権管理等の課題を踏まえ、公営住宅法に基づき、住宅困窮世帯等に対する適切な市営住宅の提供を図ることが求められています。なお、空家に関しては、過去1年間で平均9倍程度の募集倍率がある一方で、1年以上入居者が決まらない空家も一定数あることが課題となっています。
行動計画	川崎市の管理代行者として、公営住宅法に基づき中立・公平な立場に立ち、真に住宅に困窮している世帯に対して多くの入居機会が与えられるように、適切な入居管理を行います。また、これまでの管理ノウハウを活かし、適切な修繕・維持管理を進めるとともに、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組み、市の住宅施策と連携した「市営住宅管理事業」を推進します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市営住宅管理業務仕様書等に基づき、市営住宅維持管理業務、市営住宅修繕業務を効率的かつ適正に実施します。 ・入居者募集業務については、入居機会の拡大を図るべく定期募集の回数を年2回から年4回に増やします。また、申込順で入居者を募る常時募集の募集住戸については、公募割れが固定化している住宅や特別空家の一部を常時募集住戸として年間を通して順次、追加して募集することで、長期空家の解消に努めます。 ・滞納整理業務については、電話、戸別訪問、面談等により滞納者の属性、家族構成、生活や収入の状況等を把握し、使用料の納付を継続できるかを判断のうえ、必要に応じ福祉部門とも連携のうえ、入居者に寄り添ったきめ細やかな対応を行います。また、毎月の収納を確実にするため、口座振替の推進、生活保護世帯には代理納付制度の案内や収入申告書の提出を働きかけることにより、滞納金額及び期間を縮減することで収納率の向上に努めます。 ・単身死亡や承継無資格等の未手続案件への早期対応と迷惑行為者に対する是正指導を強化し、市営住宅の使用の適正化を図ります。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 前年度に試行実施した「公募割れが固定化している住戸等を申込順に入居受付を行う制度」である常時募集を、専用ホームページや写真・案内図・間取図入りの詳細パンフレットを活用し、随時、募集住戸を追加することにより年間を通じて計164戸実施しました。</p>
	<p>【指標2関連】 次の取組により、滞納金額の縮減及び滞納期間の短縮に努めました。</p> <p>1 滞納の未然防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居手続等に、口座振替による使用料の納付を指導するほか、生活保護受給者には代理納付制度の活用を促しました。 ・入居者には、収入申告書の未提出、減免申請書の更新漏れ等による使用料の高額化を防止するため、電話、文書及び戸別訪問により提出を促しました。 ・その他、保護課、高齢障害課、地域包括支援センター等に、代理納付促進、情報共有、要提出書類の催告等の連携を依頼しました。 <p>2 滞納者に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か月の使用料滞納者には、滞納の事実が判明次第、電話及び戸別訪問により使用料の支払催告及び口座振替の利用を促し、滞納の早期解消及び今後の滞納防止に取り組みました。 ・2か月以上の使用料滞納者には、日中の電話や戸別訪問によるほか、夜間及び休日に電話や戸別訪問を行い、滞納の長期化を防止しました。また、生活状況、収支状況等を詳細に把握し、必要に応じて福祉部門とも連携して対応する等、入居者に寄り添ったきめ細やかな対応により、滞納の計画的な解消に取り組みました。 <p>【その他】 定期募集については、昨年度までの年2回(5・10月)から年4回(6・9・12・3月)の募集に増やし、申込機会の拡大及び空家期間の短縮を図りました。 単身死亡や承継無資格等の未手続案件には、電話、文書、戸別訪問等を行い、市と連携して早期の解消に努めました。 迷惑行為者には、訪問による個別指導のほか、自治会や福祉部局と連携して対応を図りました。 川崎市営住宅管理業務仕様書等に基づき、エレベーターの保守点検、給水設備の管理、法定点検等の市営住宅維持管理業務や外壁改修工事等の大規模修繕、空家修繕等の市営住宅修繕業務を適正に実施しました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	長期空家の戸数	目標値	167	147	127	107	87	戸
	説明 募集したにも関わらず、1年以上空家となっている市営住宅の住戸の戸数	実績値		165	48			
2	市営住宅等使用料収納率の向上	目標値	98.85	99.2	99.27	99.34	99.41	%
	説明 住宅使用料(現年度分)の収納率 ※個別設定値:99.07(過去の平均値)	実績値		99.17	99.44			

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】
 長期空家は定期募集のみの場合は195戸となるところであったが、長期空家の要因となっていた「定期募集で入居希望者がいない住戸」について、申込順で入居者を公募する常時募集により年間を通じて164戸の入居希望者を募った結果、147戸の契約(年度末時点における使用手続中を含む。)が成立したことから、長期空家を大幅に削減することができたほか、真に住宅に困窮する入居希望者の早期入居の要望に応えることができました。

【指標2】
 滞納の未然防止の取組や滞納者に対するきめ細やかな取組により、滞納者数の減少及び当年度収納率の向上を図ることができました。
 (参考)3月末時点の滞納者数は対前年同月比112名減

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	指標1については、年間を通じて常時募集を行った結果、長期空家を削減することができ、指標2については、滞納の未然防止の取組や滞納者に対するきめ細やかな取組により、滞納者数の減少、当年度の収納率の向上を図ることができたため。

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	3,370,937	3,544,650	3,544,650	3,544,650	3,544,650	千円
	説明 市からの委託費計	実績値		3,576,673	4,097,587			

行政サービスコストに対する達成度	3)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上
------------------	----	--

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

住宅の老朽化、修繕費の物価上昇、消費税率の増加等に伴い、修繕・施設維持費が平成29年度実績値と比較して令和元年度は678,600千円増加したほか、大型台風の影響による緊急修繕費29,065千円の追加(いずれも川崎市の指示による)等により、委託費が大幅に増加しました。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(2)	・長期空家の戸数及び市営住宅等使用料収納率は目標値を達成しました。 ・行政サービスコストの目標値を超えましたが、増加コストは、主に計画的に実施する大規模修繕件数の増によるものであり、市営住宅維持管理業務、市営住宅修繕業務を効率的かつ適正に実施したと評価しました。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和元(2019)年度)	
事業名	パートナーシップ事業
計 画 (Plan)	
指標	パートナーシップ事業として実施する事業数、すまいの相談窓口における専門相談先等へのマッチング件数
現状	「空き家の増加」や「住宅確保要配慮者の増加」などの住宅政策を取り巻く現状と今後重視すべき課題を踏まえ、「既存住宅の活用強化と流通促進」や「重層的セーフティネットの構築」等に向けた取組が必要となっています。平成29(2017)年度時点で、「居住支援事業」「すまいの相談窓口業務」「居住支援協議会事務局業務」「リノベーションまちづくりに関する業務」「空き家活用モデル事業」を実施しており、本市施策展開と連携して事業が変更されることとなります。
行動計画	住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため、公共と民間の中間的組織としての特性を活かし、川崎市との連携及び公社独自の取組を付加した「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市の住宅施策の推進に向け、パートナーシップ事業内の各事業については川崎市と連携を図りながら適正な実施・運営を行います。 ・すまいの相談窓口については、今年度から川崎市居住支援協議会の相談窓口としての役割も担うことになったので、住まいに関する総合相談窓口として、川崎市の関係部署や他の団体との連携を図りながら更なる相談体制の充実を図っていきます。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 川崎市のまちづくり施策の推進のため、次の業務を適切に実施・運営しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業」 ・「すまいの相談窓口業務」 ・「居住支援協議会事務局業務」(川崎市まちづくり局住宅整備推進課との共同事務局) ・「川崎市空家活用等モデル事業に関する業務」 <p>【指標2関連】 令和元年度より、すまいの相談窓口で川崎市居住支援協議会の入居支援相談窓口業務を本格的に開始しました。また、試行的な取組として、相談内容に合う不動産店等に相談者と一緒に訪問をする同行支援を実施しました。 住まい探しの相談については、川崎市居住支援協議会の会員である不動産団体の協力のもと、区役所等の福祉部局や関係機関(地域包括支援センター、だいJOBセンター等)と連携を図り、相談者の希望する住み替え先や、課題解決に必要な適切な相談先を紹介することができました。 また、空き家の相談についても、専門家団体等を紹介し、適切な相談対応を実施することができました。</p> <p>【その他】 川崎市が、「川崎市すまいいかすプロジェクト」を令和元年度に立ち上げ、住宅ストックの良質化・世代間循環の促進に取組んでいることを受け、当公社もこのプロジェクトの推進を図るため、「川崎市すまいいかすサポーター」の一員となり、「川崎市すまいいかすプロジェクト」の周知に向け、公社発行物にロゴを入れる等の取組を行いました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	パートナーシップ事業として実施する事業数	目標値	5	5	5	5	5	事業
	説明 川崎市からの受託事業や自主事業として実施・運営するパートナーシップ事業数 ※個別設定値:4(現状値の95%)	実績値		5	4			
2	すまいの相談窓口における専門相談先等へのマッチング件数	目標値	209	220	220	220	220	件
	説明 相談内容に沿った専門相談先へのマッチング件数	実績値		296	492			

指標1 に対する達成度	b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満
指標2 に対する達成度	a	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】
平成30年度で川崎市からの委託期間が終了した事業が1事業あったため、令和元年度のパートナーシップ事業数は4事業になってしまいましたが、継続して実施した事業については、適正な業務執行に努めました。

【指標2】
ホームページでの周知やリーフレットの配布、自立支援協議会等の関係機関の打合せに出席して窓口の説明等をこれまでも継続してきたことで、すまいの相談窓口の認知度も向上し、相談件数も昨年に比べて増加しました。また、相談に対しても、相談解決として適切な相談先を紹介することができました。

【その他】
住宅ストックの良質化・世代間循環の促進に向け「川崎市すまいいかすサポーター」への登録を行い、「川崎市すまいいかすプロジェクト」の周知活動を行いました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	26,921	26,248	26,248	26,248	26,248	千円
	説明 市からの委託費計	実績値		28,605	18,002			

行政サービスコストに対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上
------------------	----	--

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

「居住支援制度及びあしん貸付支援事業」「すまいの相談窓口業務」「川崎市空家活用等モデル事業に関する業務」について、予定通りの委託費内で実施しました。なお、平成30年度で「リノベーションまちづくりに関する業務」が終了したため、市からの委託費が減少しました。また、居住支援協議会事務局業務は、市からの委託事業ではないため、市からの委託費に含まれていません。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1)	行政サービスコストの目標値の範囲内での事業執行とともに、住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるために、公共と民間の中間的組織としての特性を活かして事業を実施したため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和元(2019)年度)	
事業名	賃貸住宅管理事業
計 画 (Plan)	
指標	住宅供給公社が管理している賃貸住宅について、現在の良好な状態を維持していることがわかる指標
現状	住宅供給公社が管理している賃貸住宅については、公的賃貸住宅として子育て世帯や高齢者世帯住宅として有効活用されています。引き続き、市民ニーズに合致した住宅政策実施のパートナーとして住宅供給公社の管理する良質な住宅について求められる役割は大きくなっていくと考えています。 一方で、管理している賃貸住宅の築年数は15年を経過している物件が多く、現在の高い入居率を維持していくためには設備のリニューアル等の空家対策に取り組んでいく必要があります。
行動計画	公社管理物件の高い入居率を維持し、適切な管理を実施することにより、現在の状態を維持します。
具体的な取組内容	・高い入居率の維持に向けた取組として、「公社ホームページにおける空室情報の更新」、「大手ポータルサイト(suumo、at-home)への空室情報の掲載」、「WEB上での広告配信」や「民間不動産店の活用」等を行っていきます。 ・建物に対しては、エントランス周りの改修の検討や住戸内の設備のリニューアル、リノベーション等を実施することで、物件力の維持に取り組んでいきます。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 空室の情報を、公社ホームページ及び大手ポータルサイト(SUUMO、HOME'S)へ掲載を行い、賃貸住宅市場へPRを行いました。また、併せてWEBユーザーへのPRとしてリスティング広告を配信し、更なる強化を図りました。 また、空室募集の際には、定期的に民間協力不動産店へ情報を提供し、新規入居者斡旋の強化を図りました。 公社所有物件においては、長期空室解消の対策として、空室の一部で室内リノベーションを実施しました。</p> <p>【その他】 賃貸管理事業について、特定優良賃貸住宅等の家賃助成にかかる必要書類等の作成やデータベースの維持管理に関する業務を実施いたしました。 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条に基づく供給計画の認定を受けた公的賃貸住宅への補助金については、認定事業者から委任を受けて、補助金の交付申請に必要な各種手続きを行いました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	公社管理物件への入居率	目標値	94.5	94.5	94.5	94.5	94.5	%
	説明 公社管理の賃貸物件への入居率 ※個別設定値:92.8(過去の平均値)	実績値		94.5	95.2	97.4		

指標1
に対する達成度

a

- a. 実績値が目標値以上
b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満
c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満
d. 実績値が目標値の60%未満

※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】

入居希望者向けに大手ポータルサイトや公社ホームページからの情報発信や、民間の協力不動産店に協力を依頼する等の入居促進に努めるとともに、建物については、エアコン及びウォシュレットの設置を行い、また、間取り変更を伴うリノベーション工事を行うことで、高い入居率を維持することができました。

本市
による評価

区分	区分選択の理由
<p>達成状況</p> <p>A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った</p>	<p>A</p> <p>積極的な広報や民間不動産店との連携、リノベーション工事等を実施した結果、入居率が目標値を上回る97.4%を達成し、公社管理物件の入居率維持と適切な管理に寄与したため。</p>

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	19,120	12,581	6,777	3,615	2,193	千円
	説明 市からの委託費・補助金計	実績値		12,580	6,620			

行政サービスコスト
に対する
達成度

1)

- 1). 実績値が目標値の100%未満
2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満
3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満
4). 実績値が120%以上

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

賃貸管理事業に係わる川崎市からの補助金に該当する「特定優良賃貸住宅 住宅管理費助成金」については、適正な補助金額の算定を行いました。また、川崎市からの委託費に該当する「特定優良賃貸住宅等の一部業務委託」の業務については、適切な業務を実施いたしました。
なお、「特定優良賃貸住宅 住宅管理費助成金」の補助対象は、平成9年度末までに供給計画の認定を受けた特定優良賃貸住宅で、管理開始から20年間で限度であるため、補助対象となる住宅の減少に伴い、市からの補助金額が減少しました。

本市
による評価

区分	区分選択の理由
<p>費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)</p> <p>(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である</p>	<p>(1)</p> <p>行政サービスコストの目標値の範囲内で、公的賃貸住宅管理事業を実施するとともに、公社管理物件について指標を上回る入居率を維持したため。</p>

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I 公社事業の一つとして、今後におきましても適切な管理を行うことにより高い入居率を維持し、現在の状況を維持いたします。

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

3. 経営健全化に向けた取組①(令和元(2019)年度)

項目名	経営基盤安定化に向けた個人情報資産の保全の取組
計 画 (Plan)	
指標	プライバシーマークの取得に向けた社内体制の整備及び更新に向けた継続維持
現状	住宅供給公社は、住宅(公社や民間オーナーが所有する賃貸住宅や市営住宅)の管理を経営の主軸として運営を行っており、公社経営基盤の安定化や健全化を図るためにはオーナーの信頼を得て管理物件数を維持し続けることが必要になります。賃貸住宅を管理する上で個人情報や特定個人情報について、公的団体としての信頼性だけでなく、民間の不動産事業者と同レベルでの管理を行っていることは対外的にアピールできることから、平成31年度中のプライバシーマーク取得について機関決定をしました。
行動計画	個人情報保護対策の充実に向け、プライバシーマークの取得を行い、また、取得後の運用を適切に行います。(2年毎に更新)
具体的な取組内容	・令和元年度中のプライバシーマークの取得に向けて、社内での個人情報保護マネジメントシステムの運用を開始し、PDCAサイクルを実施します。その後、プライバシーマーク指定審査機関からの審査を受け、令和元年度中のプライバシーマーク取得を目指します。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>令和元年度中のプライバシーマーク取得に向け、次の対応を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護マネジメントシステムに関連する要綱及びマニュアルの制定 ・個人情報保護マネジメントシステムの運用開始 ・個人情報保護に関する公社職員研修の実施 ・内部監査の実施 ・個人情報保護一覧及び業務フローの見直し ・プライバシーマーク付与適格性審査への申請 ・プライバシーマーク模擬審査の実施 ・プライバシーマーク現地審査の受審及び指摘事項への対応 <p>現地審査時に受けた指摘事項への対応を終え、令和2年3月17日付けで当公社はプライバシーマークを取得しました。</p>
---------------	--

評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	プライバシーマークの取得及び運用	目標値	/	取得に向けた社内体制の整備	プライバシーマーク取得	プライバシーマーク運用	プライバシーマーク更新	-
	説明 プライバシーマーク取得に向けた取組及び運用	実績値	プライバシーマーク取得に向けた方針決定	取得に向けた社内体制の整備	プライバシーマーク取得			
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】
 プライバシーマーク取得に向けた取組を進めるにあたり、平成30年度に引き続きプライバシーマーク取得支援の経験が豊富なコンサルティング事業者とともに進めました。
 令和元年度に制定した個人情報保護マネジメントシステムの運用を通して、公社が管理している個人情報の種類や数について整理することができました。また、これらの情報資産の管理体制等についても適宜見直しを行うことで、適切な運用体制で実施することができました。

	達成状況	区分	区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	取得に向けた社内体制の整備を進め、予定どおりプライバシーマークを取得したため。

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I	令和2年度は制定をした個人情報保護マネジメントシステムに基づくプライバシーマークの運用を公社全体で進めていき、令和3年度のプライバシーマークの更新に向けて、適宜、運用体制の見直しを図ります。

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

4. 業務・組織に関する取組①(令和元(2019)年度)

項目名	コンプライアンス
計 画 (Plan)	
指標	コンプライアンスに反した事案件数
現状	住宅供給公社は、平成29年度はコンプライアンスに反した事案は発生していません。今後も住宅供給公社としての役割を踏まえながら適切な事業実施を行っていきます。
行動計画	コンプライアンスに反した事案を発生させません。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに反するような事故を起こさないように、倫理規程の遵守や内部統制の徹底等を実施します。 ・また、昨年起こした事故と同様の事故を起こさないためにも社内ですでに定めた再発防止策を徹底するとともに、日ごろから研修等を通して個人情報の適切な管理について意識の向上に努めていきます。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>次の取組により、コンプライアンスに反する事故を発生させませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の業務に関連するものとして特定した、法令、国が定める指針及びその他の規範について、改正等が行われているかの確認 ・法令の遵守に向け、公社内部規程や運用方法についての定期的な見直し ・個人情報の取扱いに関する職員研修
---------------	---

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値	/	0	0	0	0	件
	説明 コンプライアンスに反する事案の発生した件数	実績値	0	1	0			

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
----------------	----------	---

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】
 プライバシーマークの取得に向けて、情報資産の管理や取扱いについて見直しを図ることや職員への個人情報の取扱方法についての研修を実施することで、コンプライアンスに反する事案の件数を0にすることができました。

	達成状況	区分 A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	区分選択の理由 A
			コンプライアンスに反する事案を発生させなかったため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
		I

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

業務・組織に関する取組②(令和元(2019)年度)	
項目名	人材育成
計 画 (Plan)	
指標	人材育成計画に基づく研修実施による住宅供給公社職員のスキルアップ
現状	住宅供給公社では、平成29年3月に策定された人材育成計画に則り、限られた人員でより効率的な業務が実施できるよう研修等により人材育成を図っています。
行動計画	人材育成に対して効果的な研修を計画し実施します。
具体的な取組内容	・平成29年3月に策定した人材育成計画にある、めざすべき職員像として定めている「住まいづくりのプロとして、自ら考え、未来を描き、実現する元氣な職員」を目指し、令和元年度川崎市住宅供給公社研修計画を策定し、計画に沿った研修を企画し、研修を実施します。

実施結果 (Do)	
業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】 川崎市住宅供給公社人材育成計画に基づき公社がめざすべき職員像「住まいづくりのプロとして、自ら考え、未来を描き、実現する元氣な職員」の実現に向けて、令和元年度は、次の研修を企画し実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修:「管理職者講座」「説明力向上研修」「OJTコミュニケーション研修」 ・テーマ別研修:「要配慮者対応研修」「認知症サポーター養成講座」 ・特別研修:「レジリエンス研修」「安全運転講習会」「メンタルヘルス(ラインケア研修)」「個人情報保護研修」 <p>また、川崎市や一般社団法人全国住宅供給公社等連合会等が企画した社外研修についても、職員のスキルアップに繋がると考えられる研修について参加しました。</p>

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	人材育成計画に基づく研修への参加率	目標値	/	65.0	65.0	70.0	70.0	%
	説明 常勤正規職員及び契約社員の研修への参加率	実績値	62.7	100.0	100.0			
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】
 研修の内容については、普段の実務に沿った研修となるように企画にあたっては内容の精査を行いました。また、研修の実施にあたっては、各職位の研修目的の見直しを図ると共に、集合研修の実施回数を増やすことや繁忙期と重ならない時期に実施する等受講機会を増やすことを意識しながら実施しました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った 効果的な研修を計画し実施した結果、研修への参加率が100%となり、目標値を上回ったため。

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止 令和2年度以降も川崎市住宅供給公社人材育成計画に基づき、公社のめざすべき職員像に向け研修計画を策定し研修を実施していきます。

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
損益計算書	営業収益	4,091,409	4,500,473		
	営業費用	3,857,923	4,311,676		
	営業損益	233,485	188,797		
	経常損益	225,172	176,407		
	当期損益	225,172	176,407		
貸借対照表	総資産	13,400,107	14,052,342		
	流動資産	3,362,614	3,773,970		
	固定資産	10,037,493	10,278,372		
	総負債	3,251,686	3,727,514		
	流動負債	795,178	1,259,188		
	固定負債	2,456,508	2,468,326		
	純資産	10,148,421	10,324,828		
	資本金	10,000	10,000		
	剰余金等	10,138,421	10,314,828		
エラーチェック		OK	OK	OK	OK
本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金		10,574	4,650		
委託料		3,607,284	4,117,558		
指定管理料					
貸付金(年度末残高)					
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)					
出資金(年度末状況)		10,000	10,000		
(市出資率)		100.0%	100.0%		
財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		422.9%	299.7%		
純資産比率(純資産/総資産)		75.7%	73.5%		
純資産利益率(当期損益/純資産)		2.2%	1.7%		
総資産回転率(営業収益/総資産)		30.5%	32.0%		
収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/営業収益)		88.4%	91.6%		

法人コメント

本市コメント

現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
<p>市からの委託費については、市営住宅修繕費(大規模修繕や小規模修繕)が大部分(約87%)を占めています。この修繕費については実費精算を行っているため、公社収益には含まれておらず、市営住宅修繕費を除いた場合の「収益に占める市の財政支出割合」は、11.8%となります。</p> <p>また、流動比率が平成30年度に比べて下がっておりますが、市営住宅の大規模修繕費の増加に伴い、年度末時点での未払分が増えたことによるものであり問題はないと認識しております。</p>	<p>所有する賃貸住宅については、引き続き、リノベーション計画等投資計画を検討し、資産価値を下げないよう適切な時期に実施していくことで、安定的な自主財源の確保につなげていきます。</p> <p>今後も業務改善等を図り安定的な財務状況を目指してまいります。併せてパートナーシップ事業等の収益性が低いながらも公益的な事業については、公社が一部費用を負担しながら実施していくことで市民への還元を図ってまいります。</p>	<p>市営住宅の修繕費が増加し、収益に占める市の財政支出割合が高くなってはいますが、修繕費は実費精算のため公社収益に含まれておらず、また、大規模修繕費の増加に伴う流動比率の低下はあるものの、経常損益はプラスとなっており、健全な経営を維持していると判断しています。</p> <p>今後も、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組むとともに、「パートナーシップ事業」の推進を図ることを期待します。</p>

(2)役員・職員の状況(令和2年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	3		3	6		
職員	70		14	10		8

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由

・今後の方向性

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和元年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、**新たな方針に基づく2年目の評価となるものであり、評価シートに定めるPDCAサイクルを効果的に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定し、**本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ・**今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、**厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、**外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、前記指針について「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、**毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部交流推進担当	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4カ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁参照）。なお、**昨年度の行財政改革推進委員会からの意見を受け、本市による総括欄には、平成30年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応を記載**するよう改善を図っています。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	今回の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 法人が指標を設定	本市施策との 連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定
様式や指標の見直し	様式・指標ともに複雑・多岐	様式については、 最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握 できるように改定 指標については、 最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定
評価の客観性向上のための仕組づくり	内部評価後、結果をホームページにおいて公表	内部評価に 外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 \times 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値
- b. 現状値（個別設定値） \geq 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下の場合、セルに斜線 (\) を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3 令和元年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち40の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約80%と、**全体としては、一定の成果があったと認められる**ものの、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約11%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約20%と、**現状を下回り目標未達の課題のある取組も散見**されるところです。

・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「**A、B又はC**」となったものが約74%で「**D又はE**」となったものが約26%という状況です。

・上記取組について、昨年度と見比べると、**本市施策推進に向けた事業取組では、本市による達成状況の評価でAが14%減となる一方、Cが13%増となり、費用対効果の評価も(1)が14%減となる一方、(2)が6%増、(4)が6%増となり、経営健全化に向けた取組では、Aが25%減となる一方、Dが23%増となるなど、全体的に評価が下がっており、その要因としては、台風や新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、外的要因によらないものもあり留意が必要です。**

・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「**A、B又はC**」となったものが約98%で、「**D又はE**」となったものが約2%という状況です。

	取組数	本市による達成状況の評価		費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (40)	R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	—
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	—
業務・組織に関する取組	45	R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	—
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	—

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

4 令和元年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R1の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約60%、50%、98%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。**
- ・各取組において、R1の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約40%、50%、2%のものについては、**その要因を分析し、台風や新型コロナウイルスの影響によるものと併せて、出資法人自ら取組の改善策を講じるだけでなく、市としてもより積極的な関与を行っていくことが求められます。**
- ・ただし、R1の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**方針策定時から2年が経過し市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて、目標値等の変更を行うものとします。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R1	H30
本市施策推進に向けた事業取組	65	R1	I ...約60%、Ⅱ ...約40%
		H30	I ...約72%、Ⅱ ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R1	I ...約50%、Ⅱ ...約 50%
		H30	I ...約67%、Ⅱ ...約28%、Ⅲ ...6% ※Ⅲは令和2年度末解散予定の看護師養成確保事業団の取組中止によるもの
業務・組織に係る取組	45	R1	I ...約98%、Ⅱ ...約 2%
		H30	I ...約93%、Ⅱ ...約7%

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 2 年 8 月 1 1 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和元年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 2 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 2 4 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和元年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和2年8月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 新型コロナウイルスの影響と対策
- (2) 新型コロナウイルス対策による出資法人改革

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和元年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 2 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し前年度との比較を行い、また、新型コロナウイルスの影響についても審議を行うとともに、個別の評価については、前年度に引続き、現状を下回り目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と 4 か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画

(Plan)して、当該計画に対する実施結果(Do)を記入し、実績値の評価(Check)を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善(Action)の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の 70% 台から 90% 台となっており、全体としては、一定の成果があったと認められるものの、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものも、各々の 10% 前後から 20% 台と、課題のある取組も認められた。

各取組について、前年度と比較すると、「本市施策推進に向けた事業取組」では、市による達成状況の評価で A が 10% 以上減となる一方、C が 10% 以上増となり、「経営健全化に向けた取組」では、A が 20% 以上減となる一方、D が 20% 以上増となるなど、全体的に評価が下がっており、その要因としては、台風や新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、外的要因によらないものもあり留意が必要である。なお、「業務・組織に関する取組」では、全体的に評価が上がっており、外的要因による影響は少なかったと認められた。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 新型コロナウイルスの影響と対策

<本委員会の意見>

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い生じた影響とその対策について、概要を把握する必要があると考える。

<市の見解>

前述のとおり、前年度から「本市施策推進に向けた事業取組（後述の件数表示にて市による達成状況の評価と費用対効果の評価は別計）」と「経営健全化

に向けた取組」等において、評価が下がったものが 51 件あり、そのうち、新型コロナウイルスの影響を受けたものが、23 件という状況である。

新型コロナウイルスへの対策としては、法人自ら対応策を講じるだけでなく、市としても情報の共有や連携等を図ることにより、積極的な関与を行っていく必要があると考える。

(2) 新型コロナウイルス対策による出資法人改革

<本委員会の意見>

新型コロナウイルス対策をきっかけとして、事業構造や収支構造が変わることも視野に入れて、出資法人改革につなげていくことはできないか検討の余地があると考ええる。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響により、直ちに法人の役割の解消や事業が廃止となることはないが、各出資法人においても、国から示された「新しい生活様式」等を踏まえた取組の推進が必要となってくると考える。

具体的には、イベント等の実施方法、市民利用施設の利用条件、講座等のオンライン化など、事業手法の改革が必要であり、各法人の取組においても、事業性も考慮の上、新型コロナウイルスをどのように乗り越えていくか自立的な検討が行えるよう促していく必要がある。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
国際交流協会の多文化共生推進事業について	新型コロナウイルス感染症拡大による不測の事態があったとはいえ、各種イベントの企画における見通しの甘さや準備不足が、低い目標達成度の原因になっていると考えられる。 今後、市担当部局と連携し	外国人市民対象のイベント・講座の参加者数等については、御指摘のとおり、実施できない事業や参加者が減少した事業があったため、改善(Action)の方向性の具体的内容において、外国人市民を対象に、市所管

	<p>てイベントのあり方を見直すべきではないか。</p>	<p>局と連携して、アンケート調査等を行い、魅力ある企画の事業内容となるよう改善を行っていくことを追記した。</p>
<p>国際交流協会の多文化共生推進事業について</p>	<p>イベントや講座の参加者数の減少は、対象者のニーズを十分に把握できていない可能性がある。</p> <p>また、外国人相談件数の目標未達成は、指摘されているように周知が不十分であることが考えられるので、SNSの活用等、効果的な方法を検討されたい。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大で、イベントや講座の中止が見込まれるが、逆に、外国人相談のニーズは高まる可能性があり、そうしたニーズを的確に捉えて対応してもらいたい。</p>	<p>外国人市民対象のイベント・講座の参加者数等については、これまで以上に対象者のニーズを把握する必要から、改善(Action)の方向性の具体的内容に、日本語習得や就労のほか、新型コロナウイルスの影響等、抱えている問題やニーズを把握するためのアンケート調査を行うことを追記した。</p> <p>外国人相談の周知についても、市内企業や団体等への案内チラシの配布だけでなく、区役所・支所の相談コーナーに貸与したタブレット端末の活用の促進やポスター掲示、フェイスブックやツイッターといったSNSの活用等を追記した。</p>
<p>公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について</p>	<p>記念樹に関するチラシの配布方法の工夫や積極的な広報活動により、数値が向上したとのこと。ぜひ継続し</p>	<p>緑化推進・普及啓発事業の記念樹配布本数については、昨年度いただいた御意見を踏まえ、チラシの配布</p>

	て取り組んでもらいたい。	場所を増やすことやイベント開催時の効果的な情報発信等により、昨年度よりも実績値を向上させることができたので、引き続き、継続した取組を推進していく。
--	--------------	---

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
土地開発公社の保有土地の貸付による収入額について	保有土地が少なくなっている中で「保有土地の貸付による収入額」の絶対額を指標としたままでは、達成は難しいと考えられる。 目標値の見直しか、新規貸付の増加額、稼働物件の割合など、「量」ではなく「効率性」を評価する指標を検討すべき。	「保有土地の貸付による収入額」については、改善（Action）の方向性の具体的内容に「長期保有土地の解消計画により、今後市への処分が進むと目標値以上の貸付収入の確保が難しくなることが見込まれる」とありますが、それは当初から想定されたことであるため、本取組期間中は、自動販売機の設置等、新たな貸付による収入確保について検討し、目標値に近づけるよう努力するものとする。 その上で、次期方針策定時には、いただいた御意見も踏まえ、「効率性」を評価する指標について検討する。
文化財団の事業費に対する自主財源率について	「ミュージア 15 周年記念事業等による入場料収入などの増により、事業収益は前	ミュージア 15 周年記念事業については、事業の性質から、当初より一定の収支不

	<p>年度より増加したが、同事業による経費増により、事業費に対する自主財源率は「下回った」というのは、経費増を補うように事業を新たに追加・拡充して、自主財源率を達成するということが必要である。</p> <p>収入が増えたが、経費も増えたので収支が悪化したというのには、その理由が示されないと適切とは言えない。</p>	<p>足を見込んでいたものであり、当該不足分については、法人内で補填を行う想定であったところ、事業終了時には、その収支割合は改善され、むしろ、新型コロナウイルスの影響やミュージアム川崎シンフォニーホールの設備改修による入場料収益と施設利用料収益の減の影響から、事業費に対する自主財源率も低下したものであることを、評価（Check）の法人コメント等に追記した。</p> <p>なお、本記念事業の実施にあたっては、記念事業積立金（2,700万円）を取崩しており、実質の自主財源率は1.2%ほど、改善されることとなる。</p>
<p>国際交流協会のホームページによる広告収入について</p>	<p>なぜ広告収入の目標が達成できなかったのか、理由の特定が必要。営業活動を行ったのか、その内容は、方法は、なぜ成果につながらなかったのかを説明する必要がある。そのうえで、他の出資法人ではできていることが、なぜ国際交流協会</p>	<p>広告料収入の目標が達成できなかった理由については、実施結果（Do）と評価（Check）の法人コメント欄に、取組の実施時期、広告欄の設定数とその内の掲載数、企業等への働きかけの方法と範囲、掲載に至らなかった理由等を追記した。</p>

	<p>ではできないのか、合理的な理由があるのであれば、説明する必要がある。</p> <p>少なくとも「主催事業及びセンター外での活動の際などにチラシによる周知を行うことやDMの送付など、様々な機会等を捉えて広報活動を行い、更なる財源確保に向けて取組を進めていくことが必要」とあるが、目標達成につながると思えないので、財団がこれで目標達成できる、ということであれば、そう考える根拠を示すことを求める。</p>	<p>今後についても、改善（Action）の方向性の具体的内容に、ホームページの広告価値の向上や、外国人雇用企業や外国料理店等への個別訪問等も行っていくことを追記した。</p>
<p>国際交流協会の自主財源の確保に向けた取組について</p>	<p>広告収入の確保のための施策として、チラシによる周知が挙げられているが、特にホームページでの広告スポンサーの獲得にその方法が有効であるのかはかなり疑問である。より効果的な周知方法を検討されたい。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を少しでも抑えるために、オンラインによる講座開催等も検討し、早急に対応してもらいたい。</p>	<p>広告料収入の確保のための改善（Action）の方向性については、具体的内容の中で、ホームページの広告価値の向上や、外国人雇用企業や外国料理店等への個別訪問等も行っていくことを追記しました。</p> <p>また、講座等の既存事業についても、新型コロナウイルス対策として、オンラインでの試行実施や動画配信等に対応していくことを追記しました。</p>

<p>市民活動センターの収支相償の達成について</p>	<p>「収支相償の達成に関しては、単純に実績値が目標値未満か以上かによるのではなく、法令等に従い、剰余金が生じた理由と当該剰余金の短期的な解消計画を踏まえ判定されるものと考え」とあるが、掲げられた目標をそのように解釈する合理的な理由を示す必要がある。</p> <p>「また、達成度がcであれば、通常、達成状況の評価はDとなるが、当該金額については、法人全体の収入額に対して1%程度であることを考慮すると、一定程度、収支相償は達成していると考えられ、Cが妥当であると判断した」と解釈する明確な理由が必要。1%程度であるからDをCとする、ということは合理的・説得的ではないと考えられる。</p>	<p>収支相償の達成に関する考え方については、評価(Check)の法人コメントにおいて、法人独自の考え方によるものではなく、本方針策定時に、市と協議の上、目標値を極力数値化して設定したものであり、その評価にあたっては、法令等国の基準により、判定するものであることを明確化した。</p> <p>達成状況をCとすることについては、収支差額が法人全体の経常収益の1.2%程度であるというだけでなく、国の基準に則り、当該金額について、次年度の活用に具体性が認められ、短期的には一定程度、収支相償と考えられることを追記した。</p>
<p>市民活動センターの収支相償の達成について</p>	<p>収支相償については、この内容だけで判断は難しいところである。そもそもの目標値の設定がどうだったのかというところもあるが、法人コメントにあるように</p>	<p>収支相償の判断に資する当該剰余金の次年度での活用については、評価(Check)の法人コメント欄に、次年度の職員の給料表の改正による賃上げ分等への対応を</p>

	金額だけで判断するものでもなく、当該剰余金について、次年度の人員及び人材確保に向けて人件費などに活用するとのことであるが、その詳細を聞いてみないと何とも言えないところである。	含めて職員の人員及び人材確保に向けて人件費に活用していく予定であることを追記した。
シルバー人材センターの契約高の向上による財務状況の改善について	全国的な適正就業の流れにより、請負・委任から派遣に形態が切り替わってきたとのことであるが、請負・委任による契約金額の目標値を下方修正するだけでなく、別途、収益性の比較考慮もした上で、派遣金額が増えているのであれば、それらも補足指標として、見せていくようにした方がよいのではないか。	シルバー人材センターの経営健全化に関する指標については、いただいた御意見を踏まえ、従来からの請負・委任による契約金額に加え、実績値に、雇用形態や契約手続きは異なるものの、実質の収益性では余り差のない派遣による額を別掲の補足指標として追加し、経営健全化に向けた状況を総合的に確認できるようにした。
公園緑地協会の一般管理費の削減等について	「平成 26 年度から継続していた役員報酬や正規職員給与の削減等について、累積赤字が平成 31 年度に解消したため、それらを解除したこと及び消費税増額の影響等により、増加した」とあるのは、給与削減を解除し、消費増税を見込んだ	公園緑地協会の一般管理費の増については、今回、正規職員の給与削減を通常に戻したことが大きな要因となっているものですが、評価 (Check) の法人コメント欄に、その理由として、平成 26 年度から続けてきた職員削減と正規職員の給与

	<p>上で、一般管理費を削減することが目標であって、事務所経費を削減したことで取組を行ったと解釈するのは妥当ではないと考えられる。給与削減の解除が不可避であった理由や消費増税を予見できなかった理由などがあれば、説明する必要がある。</p>	<p>削減等、経営改善努力の結果として、令和元年度末の繰越欠損金の解消につながったものであることと今後の職員のモチベーション確保のため、不可避であったことを追記した。</p> <p>その上で、一般管理費の節減のために行ったことについても、具体的に、交際費や旅費交通費、燃料費、委託費等の削減を行い、今後に向けても正規職員の退職動向に併せた効率的な配置計画による人件費の削減等に努めていくことを追記した。</p> <p>また、本市施策推進に向けた事業取組①・②・③の行政サービスコストに対する法人コメント、業務・組織に関する取組①の人事給与制度の改革の計画（Plan）の具体的な取組内容等についても同様に修正を行った。</p>
--	---	--

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
特になし

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 法学部 教授 同大学地域創生実践研究所長
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学 法学部 教授

(2) 審議経過

・ 第1回委員会

令和2年7月10日(金) 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室

・ 第2回委員会

令和2年7月30日(木) 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室